

審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部農政企画課

法 令 名		農地法			法令の番号		昭和 2 7 年 法律第 2 2 9 号			
許認可等の種類		農地等の転用のための権利移動の許可			根 拠 条 項		第 5 条第 1 項			
審 査 基 準	農地の転用の許可にあたっては、下記法律及び通達に基づき審査している。									
	・ 農地法第 5 条第 2 項									
	・ 農地法施行令第 1 1 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 5 条の 2									
	・ 農地法施行規則第 5 3 条～第 5 7 条の 6									
	・ 農地法関係事務に係る処理基準について（平成 1 2 . 6 . 1 付け 1 2 構改 B 第 4 0 4 号 事務次官通知） 第 7 法第 5 条関係									
・ 「農地法の運用について」の制定について（平成 2 1 . 1 2 . 1 1 付け 2 1 経営第 4 5 3 0 号・ 2 1 農振第 1 5 9 8 号 農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知） 第 2 の 4 法第 5 条第 2 項関係										
受付 機関	市町農業委員 会	処理 機関	農政企画課	交付 機関	市町農業委員会	標準処理期間		2 週間	目次	2 5
						標準経由期間		一週間	NO	